

「うきは市さくらねこ無料不妊手術事業」事前説明事項

1.以下のことは禁止されています。

- ・ 飼い猫、または市外に生息する猫にチケットを使用すること
- ・ チケットを他人へ譲渡および転売すること
- ・ 事業実施にあたり、物品や金銭を受け取ること及び請求すること
- ・ 協力病院と事前予約や医療費などの直接交渉を行うこと

2.以下のことは必ず守ってください。

- ・ 申請者自ら（またはボランティア）がのら猫を捕獲し協力病院へ連れて行くこと
- ・ 手術終了後、様式第4号または「うきは市さくらねこ無料不妊手術事業実施報告 logo フォーム」より実施報告を行うこと
- ・ 実施報告の際、「手術実施前後それぞれの猫の写真（各1枚ずつ）」を添付すること
- ・ 手術を行った猫の一生を責任を持って見届けること
- ・ 手術を行った猫のことで、他人や地域、市へ一切迷惑をかけないこと
- ・ 協力病院にて本人確認書類（運転免許証・保険証・マイナンバーカードなど）を提示すること
- ・ 自身のホームページまたはSNS上に本事業についての定型文を掲載すること
- ・ 環境省「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」に沿った取り組みを行うこと
- ・ 有効期間が過ぎたチケットは責任をもって破棄すること
- ・ 妊娠中の猫は堕胎すること
- ・ 手術結果について、どうぶつ基金および協力病院に対し異議申し立てをしないこと
- ・ 手術結果について、何人に対しても損害賠償請求を行わないこと
- ・ 事業実施にあたり事故等が起こった場合は、自身の責任において処理し、どうぶつ基金や協力病院、市、他の事業参加者に対しその責を問わないこと

以上のことに同意できる方にのみ、

チケットをお渡しできます